

各都県知事 殿  
各市町村長 殿

関東運輸局長

地方創生臨時交付金「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」の活用による  
事業者支援に関するご協力のお願い

平素より国土交通行政の推進に、格別のご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、交通事業者については、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、昨今の原油価格の高騰の影響を受け、依然として非常に厳しい状況におかれているところです。

この度、令和4年4月26日の第2回「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」において、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」が決定され、地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施することを目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設することが定められました。

これを受けて、内閣府において、令和3年度補正予算で計上した地方創生臨時交付金における地方単独事業分1.2兆円のうち留保していた2,000億円及び令和4年4月28日に閣議決定された令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用により臨時交付金に措置された8,000億円の合計1兆円を活用することで「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を創設し、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する事業者等に対して支援が実施されるよう臨時交付金を追加配分することとしております。

同交付金については、これまでも多くの自治体において感染症対策経費や運行継続のための補助などの交通事業者向けの支援を行って頂いておりますが、今般の総合緊急対策においても、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」を活用することにより、「農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする」とされており、鉄道・バス・タクシーなどの地域公共交通の経営支援や、地域の物流の維持に向けた経営支援、観光バス利用促進等の観光バス事業者に対する経営支援等にご活用いただくことが可能となっております。

去る4月18日にも事業者支援に関するご協力についてお願いしたところですが、今般地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設されたことから、当該総合緊急対策の趣旨も踏まえ、都道府県知事及び市町村長の皆様におかれましては、厳しい状況にある事業者に対する支援について、改めてご検討いただきますようお願い申し上げます。

【送付資料】

- (資料1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について（内閣府地方創生推進室事務連絡（令和4年4月28日））
- (資料2) 地方創生臨時交付金を活用した地域公共交通支援について
- (資料3) ガソリンなどの価格推移
- (資料4) 地方創生臨時交付金を活用した公共交通事業者に対する燃料価格高騰対策について
- (資料5) 関東運輸局管内の状況

以上